広報あびこ

第146号
昭和38年11月16日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242

昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

11月の納税は

健康保険税の3期分です

あなたとあなたの家族の健康を守るためにも保険税は納期限内に納めましょう。11月30日の午前9時から午後4時まで興陽寺と商工会館で出張徴収をします。なお、国民年金の納入事務もおこなっています。

第4回定例町議会

町営住宅十戸を建設

住宅公団誘致について意見書

現議員による最終定例町議会は十月二十三日から二十六日までの会期四日間をもって開かれました。審議にさきだち欠員となっていた副議長の選挙がおこなわれ石井英次郎氏が副議長に選出されました。この定例会では町営住宅建設など三件、意見書として住宅公団誘致促進に関するものなど二件、発議二件がそれぞれ可決されました。また、陳情、請願あわせて六件が採択、二件が審議未了となりました。可決された議案、意見書、発議は次のとおりです。

▼工事請負契約の締結

昭和三十八年度町営住宅建設工事についての契約締結で、その内容は次のとおりです。

建設は第二種住宅（三十一平方メートル）十戸、木造平家建てスレート葺。

契約金額は四百六十五万円、完成は二月十日までとなっています。契約の相手方は彫山工務店。

住宅建設地は略図のとおりです。

▼第三回歳入歳出追加予算

四十七万一千円の追加で総額二億二千二百十六万円となりました。追加分は全額衆議院議員選挙費としてつかわれます。

▼第二回国民健康保険

町営住宅建設地

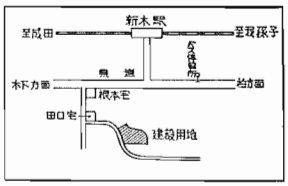

歳入歳出追加予算

追加額は四十六万六千円で総額二千九百二十五万四千円となりました。追加分は十二指腸虫の予防対策費としてつかわれます。

・意見書

▼町営住宅の管理並びに施設整備に関する要望

大塚、関根、酒井、渡辺（正）、花島、鈴木（豊）青木の七議員によって提出されたもので内容は次のとおりです。

根古屋団地の汚水の流末処理は整備されておらず、早急に整備されるべきである。また、五ケ所の井戸は水量不足と、ときにより濁水の生ずる現状から、専用水道化を計画すべきである

東我孫子団地においても流末処理が完全でなく、この点も整備すべきである。

なお、町内各団地共通の問題点としては、増築、増作物については将来問題を残さないように措置をすること。住宅管理員の専従強化。共同施設については研究のうえ整備すべきである

▼住宅公団誘致促進に関する意見

鈴木（豊）、増田（喜）大塚、豊島、花島、海老原松本、増田（義）の八議員によって提出されたもので意見書のあらましは次のとおりです。

住宅公団の誘致については、その後の土地買収手続があまり進まず、これについては町の奮起を期待するとともに、町議会としても協力をおしまない。この一大事業を推し進めるにあたっては、関係住民の協力をまつ以外にないが、町としてもその執行体制の確立が必要とおもわれます。

・発議

▼住宅公団誘致対策特別委員会設置に関する発議

佐久間、村越、玉田、大塚、岩出、石井、豊島の七議員によって提出されたもので、住宅公団誘致問題について、そく聞される種々の実情を調査し誘致対策を図ろうとするものです。

▼我孫子町議会委員会条例の一部改正

関根、大塚、村越、玉田岩出、佐久間、豊島、石井の八議員提出のもので、町議会の常任委員会の名称、委員定数、所管などについて改めました。常任委員会は総務、文教厚生、土木開発、経済の四委員会になりました。所管については、これまでの行政部門別によるたて割り方式から横割方式にあらためました。

なお、第二回定例会と第三回臨時会に提出された町道路線の変更についての閉会中継続審査中の二件は審議未了となりました。

請願については四件が採択、陳情二件採択、請願、陳情それぞれ一件が審議未了となりました。

〔副議長を投票によって選出……定例町議会〕

11月21日＝衆院選と最高裁裁判官国民審査

"よかったと心に残る選び方"

十一月二十一日は衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査のおこなわれる日です。本号ではこの選挙と国民審査についてお話しいたします。

▼衆議院

政治を行なう権利は、わたくしたち国民のものであり、この国民の権利を実際の政治にあらわすために、わたくしたちは、みずからの手によって代表者をえらんで国会に送ります。

このようにして選ばれた議員は、国会で❶法律をきめる ❷国の予算をきめる ❸内閣総理大臣をきめる ❹条約の承認不承認をきめる等国民生活に大きな影響のある基を決めます。

国会は衆議院と参議院で構成されておりますが、憲法に定めてあるように、衆議院は参議院にいろいろの面で優越しています。

したがって、政治がよくなるか悪くなるかは、この選挙でどういう人が選ばれるかによってきまるわけです。

わたくしたちの生活を本当に考えてくれる政党や候補者を他人の意見にまどわされず、自分でよく見よく聞きよく考えて選びましょう。

▼最高裁判所

最高裁判所は憲法と法律を守る重要な役目を持っています。

長たる裁判官は内閣の指名に基いて天皇が任命し、それ以外の裁判官は内閣が任命しますが、前記のように重要な役目を行なうので任命後初めて行なわれる総選挙のとき国民の審査を受け、その後十年ごとにさらに審査を受けることになっています。

もし、審査の結果、やめさせた方がよいとする投票の方が多ければ、その裁判官はやめなければなりません。

こんどの国民審査は、この前の総選挙のとき行なわれた後で任命された裁判官八人と、以前国民審査を受けてから十年を経過した裁判官一人について審査の投票をします。

審査公報や新聞記事などをよくみて、たいせつな一票を投じましょう。

1票はわが足、それを
火中に投ずるとは……近藤日出造

投票は午後八時まで

これまでより二時間延長

投票日には次のことなどに注意して間違いなく、正しく投票しましょう。

投票時間は今回にかぎり午前六時から午後八時までとこれまでより二時間延長されました。

投票用紙は黒刷りが衆議院議員選挙、赤刷りが最高裁判所裁判官国民審査の用紙です。

❶衆議院議員選挙の投票用紙には、自分の居住地（住所を移して三月に満ない人は自分の名前が登録されている選挙人名簿のある前居住地）の選挙区から立候補している人の名前を一人だけハッキリ書いて投票箱に入れましょう。

❷最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙には、裁判官の名前が印刷してありますから、やめさせた方がよいと思う裁判官には、その名前のすぐ上の欄の中に×印をかき、やめさせたくない場合は、何も書かないでそのまま投票してください。

投票日には「よく選べ、あすを考えきょうを見て」といったような考え方で投票したいものです。

宣伝上手は御用心……那須良輔

結核健康診断

受診者約千名増える

昨年より七％の伸び

九月十六日から十月二十八日までの間、町内各地でおこなわれた結核健康診断の結果がだいたいまとまりました。

それによりますと、診断を受けける該当者は一万三千五百人、そのうち受診者は六千六百四十人で受診率は四十九％でした。この数字を昨年と比較してみますと昨年は四十二％で七％の伸びがみられ、人員では約千名の増加でした。

また、一次診断を受けた方のうちで個人通知のない方はレントゲン撮影では異常が認められませんでした精密検査を必要とする方は八十二名おりました。

なお、二次診断を受けた二千五百名の方のレントゲン撮影は現在審査中です。

〔中峠下公民館での結核健康診断〕

少年非行

年少者の凶悪犯が多い

防止は非行の早期発見

昨年中に全国の警察で補導された犯罪少年は約百六万人と遂に百万名を突破しました。その内容をみますと、とくに年少の少年が集団で凶悪な犯罪を行なうケースがふえています。

少年非行の原因のおもなものは次のとおりです。

❶少年の身体的成熟が著しいのに比べて、欲望や衝動を適当に制御する精神的発達がこれにともなわない。

❷こどもを甘やかすことがこどもに対する新しい教育であると考えたり、仕事に追われる父親や共かせぎの親が増加して、こどもに対する教育責任がじゅうぶん果たせない。

❸よそのこどもに対する立ち入ったおせっかいをしないように心掛けるあまり、少年の生活行動に対しておとなが払わなければならない当然の注意が怠られている。

❹不良映画やテレビが、少年非行の何らかの誘因になっている。などの点があげられます。

非行少年の発見は、それが早ければ早いほど当人の非行性を除去する上に効果的である。そこで警察は街頭補導や外勤警察官によるパトロールなど、あらゆる職務執行の機会を通じて非行少年の発見につとめているのをはじめ、

❶少年にとって有害な環境（不健全な飲食店、喫茶店性的暴力的風潮を助長するような映画、出版物、広告危険なオモチャなど）については、それぞれの責任者に指導や警告を行なっています。

❷民間の協力の下に「少年補導センター」（一七一カ所）を設け、学校、職場との相互連絡や少年非行集団の補導、街頭補導、少年相談などを行なっています。

その他、いろいろの非行防止活動を行なっています

犬の管理は注意して

他人に危害を加えないよう

最近犬の放し飼いがたいへん多くなりましたので、飼い主の皆さんは常に犬の管理を厳重にして、他人にめいわくをかけないようにしてください。

先日も第一小学校の校庭へ飼い犬が入りこんで、五人の生徒にかみつきました。この犬は狂犬病の予防注射をしてあったのでよかったようなもの、もし狂犬であったらと考えるとゾッとします。

犬を飼う方は次の点に注意して他人にめいわくをかけないようにしましょう。

❶飼い犬が他人のからだに危害を加え、または他人の財産に損害を与えることのないように管理しましょう

❷門柱、家の出入口、その他他人の見やすい所に飼い犬のいる旨を表示しておきましょう。

❸飼い犬を捨てないようにしましょう。不用になったときは保健課、または保健所へ連絡してください。

❹飼い犬が人をかんだ時はすぐに保健所へ届け出てください。

耕うん機の踏切事故増加

安全を確かめて渡る

最近耕うん機による鉄道踏切事故が多くなっていますので、耕うん機を使用する場合は次の点に注意して事故のないようにしましょう。

❶踏切道では必ず一時停止し、左右をよく見て安全を確かめてから通りましょう

❷線路が二本以上あるところでは、反対線路に列車がこないことを確めてから渡

火災予防思想の普及向上による出火の防止と避難管理の徹底によって国民の生命、財産を火災からまもり、もって社会公共の福祉の増進と国民経済の安定に資することを主題として、火災予防運動が十一月二十六日から十二月二日までおこなわれます。

町でもみなさんに、より以上防火に関して認識を高めていただき、火災のない明るい町にしようと、消防団の協力を得てこの運動を推進することになりました。

ことしの予防運動はまず❶小さな防火運動❷避難救助体制の確立、この二つに重点をおき、「火の始末、人に頼むな任せるな」という標語のもとにおこないます。

「小さな防火運動」といいますのは、最近の東京池袋の西武百貨店の大火の例をみても明らかなように、火災は個人のわずかな不注意による場合が多いようです。

ですからタバコの吸いがら、マッチの燃えさしの始末など我々のごく身近かな火の元を注意する習慣をつけましょう。

また、避難救助体制の確立では、火災が起きたなら人命危険が大きい建物（学校、アパート等多数の者が集合するところまたは居住するところ、二階以上の階層のあるところに居住勤務するところ）等で避難するための施設の整備、避難訓練を実施するなどして火災による人命の損傷を防止しようとすることがねらいです。

消防機関だけが火災予防をとなえてもみなさんの協力がないと目的を達することはできません。

この運動にあたっては町ぐるみ、職場ぐるみ、家庭ぐるみで火災の予防について考え、身近なところから火災の原因となるようなことについて注意しましょう。また、火災になった場合は人の命だけは安全であるよう対策を考えておきましょう。

小さな火に注意

12月26日から1月2日まで　火災予防週間

消防団では、この運動期間中消防団だけの運動期間とならないよう、みなさんの協力を願っています。

なお、この運動期間中には次のような行事がおこなわれます。

◎十一月二十六日午前六時町内いっせいにサイレンの吹鳴と警鐘の打鐘をおこないます。この信号は演習召集信号ですから火災と間違えないでください。サイレンの吹鳴、警鐘の打鐘方法は次のとおりです

・サイレン　15秒間吹鳴6秒間休む、これを五回くりかえします。

・警鐘　一点と三点の班打を五回おこないます。

▽十一月二十六日午前八時より午後五時ごろまで町内各消防分団の機械器具の点検にあわせて消防車両等により町内全域を巡回して、火災予防についての広報をおこないます。

▽十一月二十六日には一般家庭の防火診断を消防団員がおこないます。

▽その他この期間中に消防団常備部員で人命危険建物の査察、町内会を通じての消火訓練の実施、学校などでの避難訓練、危険物安全協会による危険物取扱所の防火診断等が予定されています。

豚にコレラの予防注射を

毎月二十日に実施

豚コレラ病が本年も関宿野田、流山、松戸に発生し十一月八日附で移動禁止は解除されましたが、この地区で発生したものを分析してみますと未注射豚の発生が非常に多く見うけられます。

この病気を未然に防ぐために養豚家のみなさんが積極的に予防注射をおこなうようお願いいたします。

予防注射は毎月二十日におこないますから希望者は十八日までに産業課へ申し込んでください。

国税二期分の納期限は十一月末日

国税の納税については、日ごろのご協力に感謝しております。十一月は申告所得税二期分の納期ですから十一月三十日までに、近くの郵便局か、銀行または税務署の窓口で納税してください。

納期限の十一月三十日までに納税されませんと、延滞税などという、余分な負担をすることになりますので、なるべく納期限内に納めるようにしましょう。

掲示板

インフルエンザ予防接種

さきにハガキで申し込みを受けましたインフルエンザの予防接種を次のとおりおこないます。なお、小・中学生を除きます。

▽時間　午後一時三十分から三時まで。

▽料金　入学前乳幼児五十円、十五才以上八十円（いずれも一回分の料金）

▽その他　この予防接種は二回受けませんと効果がありませんから、必ず二回受けてください。

・予防接種日程

場所	1回目	2回目
布佐小	12月2日	12月10日
湖北小	12月3日	12月11日
二小	12月4日	12月12日
三小	12月5日	12月13日
一小	12月6日	12月16日
四小	12月9日	12月17日

清掃作業員募集

町では清掃作業員をつぎのとおり募集しています。

▽清掃作業員　運転手二名

作業員二名

▽し尿処理場作業員　電気技師一名、作業員二名

▽応募資格　十八才以上四十才以下の義務教育終了以上の方。

▽給与　面談のうえ決定。

希望者は履歴書持参のうえ保健課へおいでください

職業訓練指導員の試験

技能者の不足は産業界共通の大きな悩みです。この悩みを解決するには、いろいろの方法がありますが、職業訓練法による認定職業訓練を行なうことが一番近道です。この認定職業訓練には、県の援助や特典がありますが、この訓練を行なうためには職業訓練指導員が必要です。

この職業訓練指導員の試験が次のとおりおこなわれます。

▽試験職種　仕上げ工、洋裁工

▽受験資格　年令、学歴、職歴に関係なく受験できます。

▽試験期日　学科－明年一月二十日、実技－一月二十六日

▽試験場所　学科は県庁、実技は受験者に連絡します

▽申請期間　十一月三十日までに県庁職業訓練課に申請してください。

▽その他　くわしいことについては県庁職業訓練課、役場産業課へお問い合せください。

中小企業へ資金を融資

町では中小企業者の方々のために小口資金を融資しています。年末をむかえ事業資金が特に必要な時期になりました。貸付のわくはだいぶありますから、ぜひご利用ください。

貸付は次のとおりおこなっています。

▽貸付限度　三十万円

▽貸付利率　日歩二銭九厘

▽貸付期間　十二ケ月

▽返済方法　月賦、その他

▽保証人　二名、ただし町会議員、役場職員は保証人になれません。

申込書は役場産業課にあります。

手賀沼周辺は鳥獣保護区域

手賀沼周辺の禁猟区は九月十日で禁猟期間が満了となりましたが、狩猟法の改正により禁猟区が鳥獣保護区と名称があらためられ、保護期間が昭和四十九年九月日まで継続されました